

一般社団法人須坂市体育協会賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は一般社団法人須坂市体育協会（以下「本会」という）の運営方針に基づく活動の充実を図るため、各種事業活動の推進に対して、支援の意思のある賛助会員について必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 賛助会員（個人・法人）とは、本会の目的に賛同して入会した者を言う。

2 賛助会員は、次の事項を受けることができる。

(1) 本会発行物の提供（賛助会員名入り）

（事業計画並びに収入支出予算書・事業報告並びに収入支出決算書等）

(2) 本会が主催する講演会・研修会等の参加

(3) その他会長が必要と認めるもの

(賛助会費)

第3条 賛助会員は、次に定める会費を本会へ納入するものとする。

(1) 個人会員 年額一口 5,000円とし、一口以上

(2) 法人会員 〃 10,000円とし、一口以上

2 脱会による返還は行わない。

(会費の使途)

第4条 前条の賛助会費は、本会が行う指導者研修会等のスポーツ振興事業及び記念事業など公的な目的事業に使用する。

(補 則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

付 則

この規程は、平成29年4月3日から施行する。